

○越谷市情報公開条例

平成 1 1 年 3 月 3 1 日

条例第 1 0 号

前文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

（１） 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

（２） 議会

（３） 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作

られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

(2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られにくいと認められるもの

(2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等という。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信

頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるものの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録さ

れている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

（公開請求に対する決定等）

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日

を併せて通知しなければならない。

- 3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限の特例）

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面

により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの

(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第 15 条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から 30 日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第 16 条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第 17 条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)に基づく審査請求があつたときは、当該審

査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第11号）に基づく越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（１） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（２） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（１） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（２） 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（３） 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（１） 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（公文書の管理）

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（公文書の検索目録等の作成）

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

（審議会への意見聴取）

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人等への協力要請）

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（他の法令等との調整）

第26条 法令（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

を除く。)又は他の条例(越谷市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年条例第34号)を除く。)の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日(以下「適用日」という。)以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日(以下「特例適用日」という。)以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

- 4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例(平成17年条例第1号)の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成 12 年条例第 37 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第 17 条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第 17 条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則（平成 17 年条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 34 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年条例第 31 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(越谷市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の越谷市情報公開条例（次項において「新情報公開条例」という。）第 1 2 条及び第 1 3 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる公開請求について適用し、施行日前になされた公開請求については、なお従前の例による。
- 3 新情報公開条例第 1 5 条第 2 項の規定は、施行日以後になされる公開決定に基づき公文書の公開を受ける者について適用し、施行日前になされた公開決定に基づき公文書の公開を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第 1 6 条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1 件名につき 2 0 0 円
視聴	1 件名につき 2 0 0 円
写しの交付	1 件名につき 2 0 0 円

備考

- 1 1 件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1 事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。